

長崎県立大学学外出講に関する事項について

1. 出講しようとする科目が、その教員の専門分野に係る科目であり、その教員の教育研究に有益であり、かつ、本学における本務に支障がない場合に限るものとする。
2. 出講時間数は、原則として 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内又は 10 月 1 日から 3 月 31 日までの期間内を平均して週 4 時間（2 コマ）に相当する時間数及びコマ数以内とする。
また、春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日において集中講義として出講する場合は、上記の時間数とは別枠にする。
集中講義を含む出講時間数は、本学における持ち時間数を上回らないこととする。
なお、やむを得ずこれらの限度を上回る場合は、学長の承認を得なければならない。

一部改正 [平成31年 3 月 20 日]

3. 学外出講を行う者は、学長に対し「学外出講承認申請書」（様式第 1 号）を提出し承認を得なければならない。

一部改正 [令和 7 年 1 月 14 日]

附 則（平成27年 4 月 1 日）
この学長決定は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 2 月 6 日教育研究評議会協議）
この学長決定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月 20 日教育研究評議会協議）
この学長決定は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日教育研究評議会協議）
この学長決定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 1 日教育研究評議会協議）
この学長決定は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 8 日教育研究評議会協議）
この学長決定は、令和 7 年 1 月 14 日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

長崎県立大学長 様

学部

職名 氏名

学 外 出 講 承 認 申 請 書

1. 令和 年度 (前期・後期・第____クォーター・その他)

(1) 出講期間 月 日 ~ 月 日 毎週 曜日

(2) 講義時間 時 分 ~ 時 分

(3) 講義場所

(4) 講義科目

2. 令和 年度 (前期・後期・第____クォーター・その他)

(1) 出講期間 月 日 ~ 月 日 毎週 曜日

(2) 講義時間 時 分 ~ 時 分

(3) 講義場所

(4) 講義科目

3. 令和 年度 (前期・後期・第____クォーター・その他)

(1) 出講期間 月 日 ~ 月 日 毎週 曜日

(2) 講義時間 時 分 ~ 時 分

(3) 講義場所

(4) 講義科目

4. 令和 年度 (前期・後期・第____クォーター・その他)

(1) 出講期間 月 日 ~ 月 日 毎週 曜日

(2) 講義時間 時 分 ~ 時 分

(3) 講義場所

(4) 講義科目

5. 集中講義(1)

- (1) 出講期間 月 日 ～ 月 日
(2) 講義時間 時 分 ～ 時 分
(3) 講義場所
(4) 講義科目

6. 集中講義(2)

- (1) 出講期間 月 日 ～ 月 日
(2) 講義時間 時 分 ～ 時 分
(3) 講義場所
(4) 講義科目

7. 集中講義(3)

- (1) 出講期間 月 日 ～ 月 日
(2) 講義時間 時 分 ～ 時 分
(3) 講義場所
(4) 講義科目

8. 集中講義(4)

- (1) 出講期間 月 日 ～ 月 日
(2) 講義時間 時 分 ～ 時 分
(3) 講義場所
(4) 講義科目

9. 集中講義(5)

- (1) 出講期間 月 日 ～ 月 日
(2) 講義時間 時 分 ～ 時 分
(3) 講義場所
(4) 講義科目